

訪問介護事業所よこはま

訪問介護・第1号訪問事業

重要事項説明書

1. 当事業所の概要

事業所名	訪問介護事業所よこはま
所在地	〒781-0243 高知県高知市横浜東町10番1号
連絡先	TEL 088-842-7100 (内線 61) FAX 088-842-1888
事業所指定番号	3970104786
サービス提供地域	高知市・南国市・仁淀川町

2. 当事業所の職員体制

職種	資格	業務内容等	常勤	非常勤
管理者	介護福祉士	業務全般の管理	1	
サービス提供責任者	介護福祉士	訪問介護（介護予防訪問介護）（第1号訪問事業）の利用申込に関わる調整、技術指導、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成等	2	
訪問介護員	介護福祉士	介護保険法等の関係法令に伴う訪問介護（介護予防訪問介護）（第1号訪問事業）業務等	5	
	介護職員 初任者研修 終了者		3	3
登録ヘルパー	介護福祉士			1
	介護職員 初任者研修 終了者			3
事務職員		保険請求に伴う業務等	必要数	

- (1) 訪問介護員は、介護福祉士、実務者研修と介護職員基礎研修課程または訪問介護員養成研修 2 級課程以上を修了したものです。
- (2) 介護福祉士は、身体上・精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人の介護を行ったり、また家族介護者等に介護に関する指導を行います。
(介護福祉士養成施設を卒業するか、介護福祉士国家試験に合格することが必要。)
- (3) 訪問介護員は、常に身分を証明する名札を身に付けておりますので、ご確認下さい。

3. 当事業所の営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前 7 時～午後 7 時 24 時間対応
その他	居宅サービス計画（介護予防サービス計画）書に計画された場合は時間の制約はない。

※お願い

- (1) 道路の混雑等で時間が多少遅れることがありますが、ご了承ください。
- (2) 天候により運転に差支えがある場合電話にてお断りをすることもあります。
(大雨・大雪・台風・地震等)
- (3) その他、相談に応じます。

4. サービス提供料金

(1) 訪問介護利用料は、サービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。下の表の「利用料」が利用者自己負担していただく目安の金額です（「サービス費用」の1割又は2割又は3割です）。

		利用料（1回あたり）				
区分	提供時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
身体介護	昼間	163円	244円	387円	567円	30分増すごとに82円加算
	早朝 夜間	204円	305円	484円	709円	
	深夜	245円	366円	581円	851円	
生活援助	提供時間	20分以上45分未満			45分以上	
	昼間	179円			220円	
	早朝 夜間	224円			275円	
	深夜	269円			330円	
身体介護に引き続き 生活援助を行った 場合	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満		70分以上		
	65円	130円		195円		
通院乗降介助	97円					

※身体介護が20分未満の場合は生活援助ができません。

※加算サービスについて

初回加算（2人で訪問します。）	200円（月額）
緊急時訪問介護加算	100円（1回）
処遇改善加算（Ⅲ）	サービス利用料金の5.5%
ベースアップ等支援加算	サービス利用料金の2.4%

※やむを得ない事情で、かつ、利用者様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※昼間（午前 8 時から午後 6 時まで）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料が割増になります。

提供時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時間帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌朝午前 6 時まで
加算割合	25%	25%	50%

(2) 第 1 号訪問事業（1 月につき）

①介護予防訪問介護費・訪問型サービス費（Ⅰ）

事業対象者要支援 1 週 1 回程度の訪問型サービスが必要とされたもの

1.176 円

②訪問型サービス費（Ⅱ）

事業対象者要支援 1 週 2 回程度の訪問型サービスが必要とされたもの

2.349 円

③訪問型サービス費（Ⅲ）

事業対象者要支援 2、週 2 回を超える程度の訪問型サービスが必要とされたもの

3.727 円

④初回加算

200 円

(3) その他の料金

※介護保険が適用されないサービスを利用する場合、利用者様の全額自己負担となります。

※要介護認定の申請前や申請後で要介護認定前にサービスを利用した場合

要介護認定の申請前または申請後で要介護認定前でもサービスを利用できますが、認定の結果自立となった場合には、所定の利用料を負担していただきます。

また、認定結果によって、利用限度額を超えた場合は、その超えた分をご負担していただくことになります。

5.電気代

※利用者様のご自宅で、サービス実施のために電気を利用した場合、その代金は利用者様の実費負担となります。

6.支払方法

※毎月末日迄の料金・費用を計算し、翌月 15 日にご指定の口座からお引落しさせていただきます。

7.緊急時の対応方法

※利用者様の病状の急変やその他必要な場合には、主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

※緊急事態が発生した場合には、事業所に連絡し管理者・サービス提供責任者の指示を受け、状態によっては救急車（119 番）を呼びます。

8.従業員の禁止行為

従業員はサービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

- (1) 医療行為（緊急をやむを得ない場合は除きます）
- (2) 利用者または家族からの金銭、通帳、証書及び書類等の預り、授受、及び物品、飲食等の授受
- (3) 身体拘束やご利用者の行動を制限する行為
- (4) 利用者及び家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

9.日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

※当事業所は、利用者様にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、生活援助として行う買物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取扱いしません。

※利用者様に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対する利用者様の権利擁護との必要が生じた場合には、利用者様のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

10.虐待の防止について

※事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(管理者) 武田 真由美
-------------	--------------

- (2) 虐待防止の為の指針を整備しています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

11. ハラスメント対策の強化

※事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

※お客様またはその家族等による事業所の従業者への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、当該事業者ないし事業所がお客様へサービスが提供できなくなり、契約の解除を行う場合があります。

(1) 身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人のそんげんや人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為をいいます。

(2) セクシャルハラスメントとは、意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせをいいます。

12. 身体拘束廃止への取り組み

(1) 従業員は、身体拘束その他の利用者の行動を制限するような行為は行いません。ただし利用者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の三つの条件すべてを満たす緊急でやむを得ない場合を除きます。

(2) 緊急やむを得なく身体拘束を行う場合には、可及的速やかにご利用者のご家族に説明を行い、事前もしくは事後の同意を得たうえで行うものとします。

(3) 身体拘束を行う場合うには、その様態及び時間、期間、その際のご利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由など書面にて記録に残します。

13. 個人情報について

※当事業所は、利用者様にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後も同様です。

※サービス担当者会議などで利用者様やそのご家族の情報を利用するには、利用者様の同意が必要となりますので、ご了承ください。

14. サービスの提供に関して苦情や相談がある場合

(当事業所の苦情相談窓口)

訪問介護事業所よこはま 管理者 武田 真由美	088-841-7100 (内線 61)
---------------------------	----------------------

(介護保険サービスの苦情について)

高知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談 係	088-820-8410
高知市介護保険課 事業係	088-823-9972
南国市長寿支援課 介護保険係	088-880-6556
仁淀川町保健福祉課 介護保険係	0889-35-0888

15. ケアマネージャーや主治医（かかりつけ医）との連携

※当事業所は、サービスの提供にあたり、ご担当のケアマネージャーや主治医（かかりつけ医）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。

※また、利用者様がケアプラン（居宅サービス計画・介護予防サービス計画）の変更を希望される場合は、速やかにご担当のケアマネージャーへ連絡し、調整いたします。

16. 契約について

※利用者様の申し出がない限り、契約は自動更新といたします。

※利用者様が介護保険施設に入所（入院）した場合や自立（非該当）と認定された場合などは、契約は自動的に終了します。

※利用者様は、当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには、文書で通知を行い、直ちに契約を解約することができます。

※当社が事業を休廃止する場合や、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合に、契約を解約する場合があります（1か月前に文書でお知らせいたします）。

17. 第三者による評価の実施状況 あり なし

評価日	
評価機関の名称	
結果の開示	1 あり 2 なし

18. 損害賠償

※当事業所に以下の内容で損害賠償保険に加入しています。当事業所の責任によりお客様に対して損害すべきことが起こった場合は、誠実に対応すると共に契約書本文第 11 条に基づき事業所は適切な補償を行います。

加入会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容	事業活動包括保険
賠償できる事項	当事業所に過失があった場合を原則とする
当事業所の連絡担当者	氏名：武田 真由美（管理者） 連絡先：088-842-7100

19.その他

(1)サービス提供の記録

①事業者は、訪問介護（第1号訪問事業）の提供に関する記録を作成し、利用者様のサービスの提供の完結日から5年間保管します。

(2) 天災地変時におけるサービス提供

台風、大雪、地震等によってヘルパーの訪問の安全が確保できないと判断する場合には予定されたサービスの提供を見合わせる事があります。この場合には、可能な通信手段を使って利用者又はその家族にその旨を連絡させていただきます。

(3) 訪問ヘルパーについて

①訪問するヘルパーはサービス提供責任者を含め、複数で対応させていただきます。

②ヘルパーの指名は受け付けていません。

③男性ヘルパーがお伺いする事もあります。

(4) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①ヘルパーが入室させていただくお部屋には、貴重品や大切な物は置かないようご配慮をお願いします。万一の紛失や破損時の責任は負いかねます。

②ヘルパーは、医療行為や年金、預貯金等の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。（家事援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です）

③サービス中に利用者や家族の過度の飲酒、暴言暴行やセクハラ行為等が見られるときは、即時サービス提供を中止し、ヘルパーは退室させていただきます。また、このような事態が継続する場合は、契約を解除させていただきます事もあります。

⑤利用者が不在の場合には、サービス提供は出来ません。また、留守宅に入室し待機する事も出来ません。15分程度は外で帰宅を待ち、それ以上はサービス中止の取り扱いとさせていただきます。

⑥サービス利用日、時間の変更希望は、直接事業所またはサービス提供責任者にご相談ください。ヘルパーと直接交渉はお断りしておりますのでご了承下さい。

⑦道路混雑、公共交通機関の遅れ、前訪問先の延長などによりヘルパーの訪問が遅れる事があります。大幅な遅れは事務所より連絡させていただきますが、若干の遅れはご容赦くださいますようお願いいたします。

⑧ヘルパー個人の住所や電話番号はお教えできません。ヘルパーへの連絡はサービス提供責任者を通じて行います。

⑨サービス開始時と終了時に感染症予防の為ヘルパーの手洗いを義務付けています。利用者宅の洗面所水道と石鹼類を使用させていただきますのでご了承ください。

⑩ヘルパーに対する贈り物や飲酒のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

訪問介護・第1号訪問事業サービスの提供の開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

(説明年月日)

令和 年 月 日

訪問介護事業所 よこはま

(説明者氏名) 印

私は、本書面に基づいて事業者から、訪問介護・第1号訪問事業サービスについて重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意します。

(利用者)

(住 所)

(氏 名) 印

(代筆者)

(住 所)

(氏 名) 印

(利用者との関係)